

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和7年2月27日(木)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 2月27日 午前 9時30分			
	閉会 2月27日 午前11時33分			
出席委員	委員長 委員 " "	山田一繁 城所美奈子 加藤大輔 森崎成喜	副委員長 委員 " 議長	加藤将伍 小谷野五成 佐藤真 鈴木健夫
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央	政策秘書課長	樋口成男
出席した者の職氏名	副参事	須田幸知	主幹 (政策推進担当)	柳戸秀介
	主幹 (企画調整担当)	山下達也	主 査	岡野圭太
	主幹 (秘書担当)	林 建也		
	市政情報課長	吉田聡明	主幹 (DX推進担当)	新堀里夏
	主 査	松延佑一郎	主幹 (広報・市政情報担当)	秋葉基樹
	主幹 (法規・情報公開・統計担当)	比留間 一行		
	財政課長	上田延洋	主幹 (財政担当)	長谷川和則
	主幹 (施設管理担当)	清水 寿		
	管財課長	関根 博	主幹 (契約検査担当)	戸口浩昭
	主幹 (財産管理担当)	浅野英幸		
	総務部長	相磯剛啓	総務課長	大河原裕之

主 (庶務・ふるさと 納税担当)	長岡裕美	主 査	鈴木健
主 (人権推進・ 市民活動担当)	志田泰彦	主 (人事厚生担当)	長岡篤史
主 査	小谷野徹	主 査	木村圭太
危機管理課長	清野良仁	主 (防災・消防 担当)	吉野正晴
主 (交通安全・ 防犯担当)	石井弘和		
税務課長	内藤好一	主 (資産税担当)	井上憲
収税課長	森田敏夫	主 (収税担当)	大岩秀範
福祉子ども部長	野澤勝行	生活福祉課長	堀口喜由
主 (地域福祉担当)	栗山秀晶	主 (生活支援担当)	小嶋健一郎
障がい福祉課長	西長武	主 (障がい福祉担当)	樋口真也
子育て応援課長	大野雅司	主 (子育て応援担当)	川口浩二
主 (保育担当)	今田麻弓	主 (子育て総合支援 センター担当)	野口宗孝
主 (こども家庭 センター)	加藤恵造		
健康推進部長	相山吉之	長寿いきがい課長	須田修司
主 (高齢者支援担当)	米澤和成	主 (介護保険担当)	高橋正之
保険年金課長	小島敏彦	主 (国民健康保険 担当)	渋谷充
主 査	吉田早紀	主 (国民年金・ 医療費担当)	菊地誠治
保健相談センター 所長	高山知子	主 (健幸のまち推進 担当)	北野新二
主 (保健相談担当)	田中恵美		

	会計管理者	荻野毅	主査	渡部紀子
	議会事務局長	林政男	次長	鈴木克明
	選挙管理委員会 事務局長	大河原裕之	主幹 (選挙担当)	長岡裕美
	主査	鈴木健		
	監査委員事務局長	大河原裕之	主査	鈴木健
書記	事務局長	林政男	次長	鈴木克明
	主幹	金子砂知子	主事	小山和也
付託事件	議案第 1 号 令和 6 年度日高市一般会計補正予算 (第 8 号)			
	議案第 2 号 令和 6 年度日高市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)			
	議案第 3 号 令和 6 年度日高市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)			
	議案第 7 号 令和 7 年度日高市一般会計予算			
	議案第 8 号 令和 7 年度日高市国民健康保険特別会計予算			
	議案第 9 号 令和 7 年度日高市後期高齢者医療特別会計予算			
	議案第 10 号 令和 7 年度日高市介護保険特別会計予算			
	議案第 14 号 日高市手話言語条例			
	議案第 15 号 日高市歯科口腔保健の推進に関する条例			
	議案第 16 号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 17 号 日高市防災会議条例の一部を改正する条例			
	議案第 18 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 19 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 21 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 22 号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 23 号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 24 号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第 26 号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例			
議案第 30 号 日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例				

	議案第 3 1 号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
	議案第 3 2 号 第 6 次日高市総合計画基本構想の一部を変更することについて
審 査 の 経 過	
(別 紙 の と お り)	

開 会 午前9時30分

○山田委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第15号 日高市歯科口腔保健の推進に関する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時31分

再 開 午前9時31分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第15号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第15号 日高市歯科口腔保健の推進に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

（説明員出席）

（健康推進部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時33分

再 開 午前9時34分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。まず、議案第2号について質疑を願います。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 それでは、1点質疑をさせていただきます。

議案第2号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の歳入について質疑をさせていただきます。補正予算書の6ページ、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、昨年6月議会で補正のあった国民健康保険資格管理事務の加入者情報通知対応システム改修委託料235万4,000円と、資格情報突合対応システム改修委託料147万4,000円、9月議会で補正のあった資格確認書対応システム改修委託料1,333万2,000円の3件については、国の施策に基づくマイナ保険証への移行準備に関するシステム改修でありました。それぞれ補正予算案第1号、第2号が提出された時点の説明では、国の財政支援が予定されているが、詳細はまだ確定していないということでありました。今回の補正予算では、これら3件のシステム改修費に対する国からの財政支援が決定されたことによる財源更正という理解でよいのか確認をします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 お答えいたします。

このたびの国庫支出金の増額は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証に関するシステム改修費の充当財源として国の補助金が交付決定されたことに伴うものでございます。従前の健康保険証の発行は、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。マイナ保険証は、医療を受けるに当たり、市民生活には欠かせないものとなるため、加入者が混乱しないよう確実に移行準備を進める必要がございました。御質疑にありました3件のシステム改修につきましては、その移行準備の一環であり、充当財源は一般会計からの事務費繰入金を一時的に増額することで対応しておりましたが、今回の補正予算ではこの事務費繰入金を減額し、国庫支出金と入れ替えるという財源更正を歳出予算の

総務費において行うものでございます。

なお、交付決定のあった国の補助金には、このたびのシステム改修費とは別にマイナ保険証への移行に伴う周知や広報にかかった費用の4万2,000円が含まれているものとなっております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を願います。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 歳入について3点質疑をいたします。

まず1点目、予算書の10ページ、款2、国庫支出金、目3、子ども・子育て支援事業費補助金について、これは15ページの国民健康保険税賦課事務のうち、保険税課税システム改修委託料に対する充当財源となっております。前年度には計上されていなかったものですが、この詳細について説明を求めます。

続きまして、2点目、予算書の11ページ、款6、繰入金、項1、他会計繰入金のうち細節の8、その他繰入金について、前年度は1億9,975万9,000円であったものが、令和7年度には2,563万9,000円と1億7,412万円の減額となっております。この理由をお伺いいたします。

3点目、同じく予算書の11ページ、同じ項目でございます。埼玉県内の国民健康保険は、令和8年度までに赤字を解消し、令和9年度には県が示す市町村標準保険税率に合わせる必要があるとのことですが、令和7年度の国民健康保険特別会計予算を見ますと、税率等改定に伴う国民健康保険税の対前年度の増額が1億884万7,000円見込まれており、いわゆる赤字補填であるその他繰入金も大きく減額したとはいえ、まだ今回の税収増額分では補い切れていない財政状況であることがうかがえます。このことについて、国民健康保険財政の健全化に向けた考え方を伺いいたします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 では、1点目の御質疑にお答えいたします。

補正予算書の10ページを御覧ください。国庫支出金のうち子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略及び令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づいて令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向け、システム等の改修に要する費用を補助する国からの財政支援となります。このことを受け、本市も令和7年度予算にシステム改修に係る委託料とその充当財源を計上したもので

ございます。この子ども・子育て支援金は、令和8年度から国民健康保険税と併せて賦課徴収することになりますが、これまでの保険税率の区分とは別に、もう一つ区分を追加する大がかりなシステム改修となりますことから、費用も大きなものとなっております。

続きまして、2点目の御質疑にお答えいたします。予算書は11ページを御覧ください。その他繰入金が減額となった主な理由には、令和7年度における国民健康保険税の税率等改定による増収が挙げられます。予算編成におけるその他繰入金の算出につきましては、歳出予算の総額に対し、歳入予算の総額が不足する差額を計上しております。このことから、歳入予算の増額のほか、歳出予算の減額もその他繰入金の算出には影響がございます。令和7年度の歳出予算におきましては、県に納める国民健康保険事業費納付金について県から示された金額が前年度予算と比べて約3,200万円の減額となっております。国民健康保険税の増収に加え、納付金の減額が重なったりした結果、前年度よりもその他繰入金が減額となりました。

なお、令和7年度の歳出予算では、1人当たり医療費の増額に伴い保険給付費が増額となっておりますが、これにつきましては、歳入予算の県支出金の普通交付金において、それに見合った金額が増額されておりますので、その他繰入金の算出には直接の影響はございません。

続いて、3点目の御質疑にお答えいたします。同様に補正予算書の11ページを御覧ください。

(「補正じゃない」の声あり)

○小島保険年金課長 ごめんなさい。失礼しました。当初予算書ですね。予算書の11ページを御覧ください。失礼いたしました。

本市の国民健康保険は、県が策定した国民健康保険運営方針に掲げられた令和9年度における準統一の実現に向けて、国の通知により策定した赤字削減・解消計画に基づき、赤字と言われる法定外繰入れであるその他繰入金の解消を図る必要があります。国民健康保険の現況にあつては、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、加入者の所得水準が低く保険税の負担が重いことなどの課題を抱えている上、加入者の高齢化や医療技術の高度化等に伴い1人当たりの医療費が増加しており、財政運営は厳しさを増しております。今後も高齢化の進展や社会保険の適用拡大等により現役世代の割合が低下していくと見込まれる中、保険税水準の統一がされると県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、小規模な市町村に高額な医療費が発生した場合においても保険税の変動が抑制でき、財政の安定化につながります。また、原則として県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となり、加入者間の公平性の確保につながります。令和9年度の準統一に当たっては、県内全ての市町村が目標年度の前年度である令和8年度までに赤字を解消した上で、県が示す市町村標準保険税率どおりに課税することとされております。これまでも令和4年度と令和6年度に税率改定を行いました。令和7年度も税率改定を行うことで、予算上では約2億円あったその他繰入金が大きく減少することが見込まれております。しかしながら、1人当たりの医療費が増加していることに起因する医療費の増加に

に伴い、市町村標準保険税率の将来推計値が著しく上昇していることと、その他繰入金の解消にはまだ至っていないことから、令和8年度においても税率改定が必須であると考えております。

以上です。

(「暫時休憩願います」の声あり)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時45分

再 開 午前9時45分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 先ほどの答弁の中で、1点訂正をさせていただきます。

1回目の答弁に対しまして、私が「予算書」を「補正予算書」と誤って申し上げてしまいました。こちらを「予算書」というふうに訂正をさせていただきます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第2号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第8号に対し、反対の方願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第8号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

本議案の国民健康保険特別会計予算では、歳入歳出が主に保険税の税率改定に伴う増額、医療費の増加による保険給付費の増額を見込み、前年度比1億5,133万2,000円増の60億8,738万2,000円となっております。国は、法定外繰入れの解消のために実際の国保税を標準保険税率に合わせることを市区町村に求める中、令和7年度分についても保険税の税率を改定する条例改正案が提出されております。本予算はこの条例改正案に基づいており、国民健康保険税が前年度比1億884万7,000円増の11億9,669万2,000円とされておりますが、これは赤字削減解消のために税率を引き上げたことが要因になっております。被保険者の世帯主のうち、無職、非正規雇用者が多くを占めると考えられる被用者が多い中、また物価高騰が続く中、国民健康保険税の引上げによって被保険者の負担を増やすことには賛成できません。令和5年12月に策定された令和6年度から11年度までの埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)を見ると、埼玉県の国保財政の歳入のうち国庫支出金の占める割合は、令和6年度が31.1%だったのに対し、令和7年度は31.6%と微増しておりますが、依然として不十分な状態と言わざるを得ません。国民健康保険の安定的な運営のためには抜本的に国庫支出金を増やす必要があると考えます。

以上の理由から議案第8号に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の方願います。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 議案第8号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

本予算におきましては、県が作成した国民健康保険運営方針に掲げられた令和9年度における準統一の実現に向けた内容となっている予算案となっております。これによって県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となり、加入者間の公平性の確保につながり

ます。また、将来の市民生活を守る安定した保険制度を維持していくためにも大変重要な内容となっております。

以上の理由から本予算に賛成をいたします。

○山田委員長 次に、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立5名、不起立2名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第9号に対し、反対の願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第9号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

昨年2月16日に開催された埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会で、令和6年、7年度の保険料率が均等割で1,760円、所得割で0.65%引き上げる条例改正案が可決されています。埼玉県後期高齢者医療広域連合が発表した令和6年、7年度埼玉県後期高齢者医療保険料率についてによれば、均等割が5割軽減となる年金収入のみ年額197万円の単身者は、激変緩和措置のため、令和6年度が5年度比で1,100円増の6万円でしたが、令和7年度は5年度比で3,700円増の6万2,600円と、さらに負担が増えることとなります。保険料引上げは一定の所得もしくは現役並みの所得があり、窓口負担割合が2割や3割になる被保険者にとっては、二重の負担増となるなど、高齢者にとって医療を安心して受けられる機会を後退させるものと言わざるを得ません。本予算案は、こうした埼玉県後期高齢者医療広域連合の決定を反映し、被保険者の増加に伴う保険料及び後期高齢者医療広域連合へ納付金の増額を見込んだものであり、一般会計からの保険基盤安定繰入金を一定程度確保するなど評価できる部分はありますが、加入者に大きな負担を課すものと言わざるを得ません。

以上の理由から議案第9号に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の願います。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 議案第9号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場

から討論をいたします。

保険税の税率改定に伴う増額が見込まれるものの、医療費の増加による保険給付費の増額というものも大変多く見込まれております。後期高齢者医療特別会計の安定的な制度運営のためにも必要な予算が組まれていると認識していることから、本案に賛成をいたします。

○山田委員長 次に、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立5名、不起立2名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第26号に対し、反対の願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第26号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論いたします。

本議案は、国民健康保険財政の健全化を図り、赤字削減・解消計画に基づき国民健康保険税の税率改定を行うとともに、国民健康保険税の課税限度額の改定を行うものとされております。具体的には、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の全体で所得割額が1.70%、均等割額が1万4,200円引き上げられ、課税限度額も現行の104万円から106万円に引き上げられます。市が一般会計からの繰入金への確保、低所得者に対する負担軽減策、未就学児に対する均等割額軽減を行うなど、負担を軽減する方策を実施していることは存じておりますが、令和4年度、令和6年度の改定に引き続き、令和7年度も均等割額で1.7%増加、所得割額で1万4,200円増加となれば、大きな負担を市民に求めていると言わざるを得ません。物価高騰が続く中、市民生活への深刻な影響が懸念されます。国民健康保険の赤字解消による財政健全化は、将来にわたって国保の運営維持を考えると大切なことであると考えますが、国庫負担を増額して対処するべきであると考えます。被保険者の世帯主のうち、無職、非正規雇用者が多くを占めると考えられる被用者が多い中、昨年に引き続き国民健康保険税の引上げによって被保険者負担を増やすことには賛成できかねます。

以上の理由から議案第26号に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の願います。

加藤大輔委員。

- 加藤（大）委員 議案第26号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して賛成の立場から討論をいたします。

本改正は、県が策定した国民健康保険運営方針に掲げられた令和9年度における準統一の実現に向けて、国の通知により策定した赤字削減・解消計画に基づき、赤字の解消を段階的に図っていくための条例改正であります。安定した保険制度の維持のためにも必要な条例であると考えられますことから、本案に賛成をいたします。

- 山田委員長 次に、反対の方願います。

（なし）

- 山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数） （起立5名、不起立2名）

- 山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度日高市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 令和7年度日高市介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （健康推進部長）

- 山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前9時59分

- 山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第3号について質疑を願います。

（なし）

- 山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑を願います。

（なし）

- 山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第3号に対し、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和6年度日高市介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第10号に対し、反対の願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第10号 令和7年度日高市介護保険特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

本予算案では、介護サービス受給者の増加による保険給付費の増加を見込み、歳入歳出ともに前年度比2億6,699万2,000円増の50億1,964万1,000円とされております。歳入のうち保険料が前年度比で3,742万円増の11億8,162万6,000円とされておりますが、要因の一つとして、高齢化の進展のほかに、令和6年度を初年度とする第9期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において65歳以上である第1号被保険者の介護保険料基準額を第8期計画の月額4,700円から月額5,300円とする保険料の引上げも考えられます。これは介護保険施行令の改正によるものですが、65歳以上の第1号被保険者の生活をさらに圧迫するものと考えます。

本議案は国の施策の反映ではありますが、高齢者に大きな保険料負担を求めるものと考えるところから、議案第10号に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の願います。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 議案第10号 令和7年度日高市介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

介護サービス受給者の増加、保険給付費の増加に対して適切に対応した予算だと考えられることから、本案に賛成をいたします。

○山田委員長 次に、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 令和7年度日高市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数) (起立5名、不起立2名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時03分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時05分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時08分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、議会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (議会事務局長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時09分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第1号に対し、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度日高市一般会計予算を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 健康推進部関係のうち、予算書105ページ、予防接種事業1億9,272万3,000円について、予防接種委託料1億8,657万4,000円を計上されていますが、前年度と比較して5,566万3,000円の増加となっています。その要因について説明をお願いいたします。

○山田委員長 高山保健相談センター所長。

○高山保健相談センター所長 お答えいたします。

高齢者を対象とする定期接種として令和6年度から開始した新型コロナウイルスワクチンの接種委託料につきましては、令和6年6月定例会において全額補正予算として提出をしております。令和7年度は、これを当初予算として7,224万円を計上したため、予防接種委託料が大

きく増額となったものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 お願いいたします。健康推進部関係のうち予算書104ページ、健康教育事業についてお伺いいたします。

健康教室委託料が前年度よりも増額されておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

○山田委員長 高山保健相談センター所長。

○高山保健相談センター所長 答えいたします。

運動器の障がいのために移動機能の低下を来した状態、いわゆるロコモティブシンドロームを予防するための教室について見積りを徴した結果、増額となったもので、人件費や物価の高騰等が影響しているものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時15分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 福祉子ども部関係のうち3事業についてそれぞれ質疑いたします。

まず、予算書93ページ、款3、項2、目1、子育て応援ギフト事業について1点お伺いいたします。前年度286万6,000円、本年度164万1,000円の計上になっておりますが、主な減少理由についてお伺いいたします。

○山田委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 答えいたします。

本事業ではこれまで新生児1人に対し、産前産後の家事、育児支援に利用できる育児サポート券2時間分や西川材を使用したはしらベンチを2次利用した積み木などの木製品を提供するほか、1万5,000円相当のベビーギフト券を贈る埼玉県の子育てファミリー応援事業、こ

ちらは県が1万円のギフト、市町村がこれに5,000円相当を上乗せするものでございまして、本市は市内の加盟店で利用できる地域商品券を贈呈しておりました。しかしながら、本年3月をもって県の事業が終了となることから、これに連動して地域商品券5,000円を減額したものでございます。

○山田委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 続きまして、予算書94ページ、款3、項2、目2の子育てのための施設等利用給付事業について1点お伺いいたします。

前年度1億578万円、本年度4,047万円の計上となっておりますが、主な減少理由についてお伺いいたします。

○山田委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 お答えいたします。

本事業は、平成27年度に開始となりました子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園や認可外保育施設を対象として運営費に対する給付を行い、利用者負担を軽減するものですが、令和7年度から市内幼稚園の1園が新制度に移行するため、その分の給付費を減額するものでございます。

以上です。

○山田委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 続きまして、予算書94ページ、款3、項2、2目、多様な集団活動事業の利用支援事業について1点お伺いいたします。

前年度120万円、本年度72万円の計上となっておりますが、減少理由としては、集団活動の減少によるものなのか、それともほかに原因があるのか、お伺いいたします。

○山田委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 お答えいたします。

多様な集団活動を利用する児童数の減少によるものでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 議案第7号、予算書68ページ、衛星系防災行政無線再整備負担金として1,220万円計上されていますが、この費用の内容についてお伺いをいたします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

衛星系防災行政無線再整備負担金は、埼玉県と市町村との防災情報の伝達を衛星通信を用いて行っている設備の再整備に係る負担金でございます。再整備の理由でございますが、現在運用中の衛星系防災行政無線の県庁局は、平成19年度に整備したものでございまして、運用開始から16年が経過し、老朽化をしております。また、衛星通信ネットワーク全体を管理運営しております一般財団法人自治体衛星通信機構は、現行の第2世代システムのサービスを令和7年度末に停止する予定としています。このため、設備の老朽化と次の第3世代への移行に対応するため再整備を行うというものでございます。この再整備によりまして、大雨などの悪天候の際の通信安定性が向上するということや、映像の情報がフルハイビジョンということで見やすくなるなど、県と市町村の間の情報伝達の機能向上につながるものというものでございます。再整備工事につきましては、埼玉県が一括して実施をいたしまして、費用、こちらは埼玉県が2分の1、市町村が2分の1を負担するというものでございます。1市町村当たりの標準整備費が2,440万円でございますので、2分の1の1,220万円の負担となっております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤将伍委員。

○加藤（将）委員 総務部関係のうち3事業についてそれぞれ質疑をします。

まず、予算書60ページ、地域公共交通活性化推進事業の18節、細節51、おでかけタクシー利用補助金3,903万3,000円について、先日の全員協議会で、本事業を期待して待っている方が大勢いると、市民コメントの結果の御説明を受けました。2月3日より実際の利用登録の受付が始まっておりますが、電子申請、書面による申請、それぞれの利用登録の受付状況をお伺いします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

おでかけタクシー利用登録の受付状況でございますが、2月25日時点で電子申請321件、

書面の申請で687件、合計といたしまして1,008件でございます。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤（将）委員 では続けて、予算書また60ページ、高齢者等おでかけ支援事業について、節18、細節51の路線バス利用券購入補助金375万円について、これまでの高齢者等おでかけ支援事業のうち、タクシー利用補助が新たに始まるおでかけタクシーの制度となることは理解をしておりますが、路線バス利用券購入補助金の内容をお伺いします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

高齢者等おでかけ支援事業は、これまで高齢者や運転免許証の自主返納者が買物や病院等の外出がしやすくなるよう、路線バスまたはタクシーの運賃の一部補助を行ってまいりました。令和7年度から市民の移動支援として、新たにおでかけタクシーの制度を開始いたします。このため、従来のタクシーの利用補助は、このおでかけタクシーに代わり路線バスによる移動支援は、制度を見直した上で引き続き実施いたします。具体的には、これまで路線バスの補助金額は7,300円としてきたところでございますが、これを見直しまして、購入額の4割を上限として定期券で最大1万円、回数券では最大2,000円を補助するというものでございます。

なお、交通系ICカードの利用による補助は対象外としております。

以上です。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤（将）委員 では3点目、予算書68ページ、自動体外式除細動器（AED）整備・維持管理事業の節13、細節5、借上料、予算額381万3,000円についてです。既存のAEDの入替え台数と、入替え後はオートショックAEDに更新をされるのかをお伺いします。

もう一点、節17、細節1の庁用備品、予算額300万円について、この庁用備品とは一般会計予算の重点施策で御説明をいただきました屋外用AED格納ボックスを市内全ての小・中・義務教育学校に設置するための費用だというふうに思われますが、実際の設置時期がいつ頃を想定されているかをお伺いいたします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

既存のAEDの入替え台数と入替えの機種でございしますが、AEDは全て賃貸借契約にて借り上げをしております、5年間の長期継続契約を締結しているところでございます。令和7年度は、令和2年度に借り上げた機器が5年を経過するということで入替えを行うものでございます。台数でございますが、保育所や保育室、それから高麗郷民俗資料館、コンビニエンスストアに設置している31台の入替えと、高麗川中学校に新規に1台追加して、合計32台契約をするものでございます。また、機種につきましては、全てオートショックAEDへの入替えでござ

ございます。

次に、庁用備品についてでございますが、この庁用備品は、屋外用AED格納ボックスでございます。市内の小学校、中学校及び義務教育学校に合計9基を設置するものでございます。設置の時期につきましては、年度当初に入札等の事務に着手いたしまして、その後契約、それから製造、設置というふうな流れになりますが、この間、約4か月ほど見込まれますので、設置は8月頃を予定してございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員

(「所管が違います。総合政策部関係になります」の声あり)

○佐藤委員 総合政策部関係の話ですね。失礼いたしました。

すみません。ただいまの質疑を取消しさせていただきます。

○山田委員長 あと幾つかあると言ったっけ。

○佐藤委員 あと3つです。

○山田委員長 続いてやってください。

○佐藤委員 続いて。すみません、お願いいたします。

(「総合政策部」の声あり)

○佐藤委員 失礼いたしました。間違えました。ごめんなさい。すみません、取り消させていただきます。

では、失礼します。予算書64ページ、交通安全施設整備・維持管理事業であります。交通安全施設工事整備について、前年度比で95万3,000円増額された2,940万1,000円とされておりますが、その事業内容についてお尋ねをいたします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

交通安全施設整備工事につきましては、本年度令和6年度に各地域の区長さんから御提出のあった区長要望に関して道路照明灯の設置、道路反射鏡の設置、路面標示の設置、それから大型街路灯のLED化の工事などを予定しております。このほか、女影地内の通学路におきまして、本年度登校中の児童が車両と接触をするというふうな事案がございました。このため、児童生徒の安全を確保するため、グリーンベルトの整備や路面への注意喚起の標示などを予定してござい

ます。令和6年度の工事と比較しますと95万3,000円が増加となっておりますが、これは道路照明灯の設置予定件数が令和6年度と比較して20基ほど多く予定していることと、例年の区長要望のほか、先ほど申し上げました女影地内の通学路において路面標示の交通安全対策を予定しております。このことから増額となっているものです。

以上です。

○山田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 続いて、1つお願いいたします。

総務部関係、予算書65ページ、防犯啓発事業であります。防犯カメラ借上料が前年度比で42万7,000円増額された129万9,000円となっております。その事業内容についてお尋ねをいたします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えいたします。

駅周辺及び主要交差点に防犯カメラの設置を順次進めておりまして、犯罪の抑止に努めているところでございますが、令和7年度は高麗川駅東口の駅前広場に1基、それから武蔵横手駅の駅前広場に1基の設置を予定してございます。これによりまして道路上など市で設置している防犯カメラは12台という形になります。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 総務部関係について1事業に質疑いたします。

予算書65ページ、款2、1項、10目、放置自転車対策事業、14節、自動車駐輪場改修工事について1点お伺いします。その場所と改修内容についてお願いします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 答えします。

令和8年3月の高麗川駅東口の開設に合わせまして、JR八高線東側日高陸橋下の自転車用駐車場の改修を予定してございます。工事内容は、防犯灯のLED化及び増設、それから場内の防じん舗装、区画線の設置などを予定してございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤大輔委員。

○加藤(大)委員 2つの事業について質疑をさせていただきます。

まず初めに、総務課の関係で予算書31ページ、歳入、款15、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金、予算書66ページ、歳出、款2、総務費、項1、総務管理費、目11、諸

費、自衛官募集事務について質疑をさせていただきます。5万3,000円の委託金による歳入がありますが、歳出は普通旅費と消耗品費合わせて3万2,000円となっております。自衛官の募集、これは市民の安心安全な暮らしに関わる大切な取組であると考えます。この事務の具体的な取組内容をお伺いいたします。

○山田委員長 大河原総務課長。

○大河原総務課長 お答えいたします。

本事務は、自衛隊法第97条に基づく法定受託事務でございます。広報ひだかや二十歳のつどいにおいて自衛官の募集周知を行うものです。

なお、委託費は本事務費のほか、広報ひだかへの募集案内、掲載経費を見込んでおります。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤（大）委員 それでは、続きまして税務課に質疑をさせていただきます。

予算書19ページです。款1、市税、項2、固定資産税、目1、固定資産税、固定資産税の増額は新築などによる増収ということでありましたが、昨年と比較すると土地の課税標準額15億6,922万7,000円の増、家屋の課税標準額130億74万3,000円の増となっております。この理由についてお伺いをいたします。また、固定資産税の今後の見込みについてもお聞かせください。

○山田委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。

固定資産税の課税標準額が令和6年度予算と比べて大幅に増えた主な理由でございますが、令和6年中に大字原宿地内、大字上鹿山地内及び下高萩新田地内に、合わせて11万平方メートルを超える大規模な倉庫が新築されたことによるものでございます。また、固定資産税の今後の見込みについてでございますが、現在旭ヶ丘松の台地区で区画整理が行われていますが、区画整理が完了し土地の利用価値が高まれば、土地の評価額が上がったり、大規模な工場や倉庫など家屋が新築されたりすることにより固定資産税の課税標準額が増額し、さらなる増収が見込まれるところでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 まず、危機管理課について質疑します。

予算書68ページの総務管理費、防災計画等推進事務のうち、防災会議委員についてです。第1節、防災会議委員の25万6,000円と、昨年度より増額となっておりますが、日高市防災会議の委員数を30人以内から40人以内に拡大するのは、その10名分の報酬額というのは承知しているのですが、これは人数の増加によるものなのか、会議の開催の増加数によるものなのか、それとも報酬の額そのものが増加になったのか、その理由についてお尋ねします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

防災会議委員の報酬が増額しているという理由でございますが、来年度から男女共同参画の視点を取り入れまして、地域防災計画や日高市避難所運営マニュアル等の改定を予定してございます。このため、日高市防災会議の委員を現行の30人以内から40人以内へ10人増員を行います。さらに、これら委員のほかに、防災に関し知識、経験がある方を専門委員として考えておりまして、その専門委員につきましては10名程度を見込んでおります。このため、昨年度予算に比べますと20人分の増額となりまして、委員、専門委員合わせて32人分を計上しているものでございます。

以上です。

○山田委員長 城所委員。

○城所委員 続けて3問あるのですけれども、次は総務管理費の中の予算書58ページ、もう危機管理課ではないですね、総務管理費の公共施設マネジメント推進事務についてなののですけれども、これは違いますか。

(「違う」の声あり)

○城所委員 ごめんなさい。そうしたら、男女共同参画は大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○城所委員 では、ごめんなさい、予算書50ページの総務管理費、男女共同参画推進事業についてお尋ねします。

男女共同参画プラン策定支援委託料が新たに追加となっておりますが、その内容についてお尋ねします。

○山田委員長 大河原総務課長。

○大河原総務課長 お答えいたします。

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、令和8年度から令和12年度までの5年間の第6次日高市男女共同参画プランを令和7年度に策定いたします。プラン策定に当たり、現行の第5次プランの進捗状況の評価、また令和6年度に実施いたしました意識調査の結果分析、課題の抽出といった業務について業務委託を行うものでございます。

○山田委員長 城所委員。

○城所委員 続いて、総務管理費についてお尋ねします。

予算書66ページのコミュニティ施設整備補助事業についてお尋ねします。コミュニティ施設特別整備事業補助金が昨年より大幅に少なく減額となっておりますが、その理由をお尋ねいたします。

○山田委員長 大河原総務課長。

○大河原総務課長 お答えいたします。

当該補助金につきましては、毎年各区等に公会堂など集会施設の整備計画を伺いまして、日高市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱に基づきまして予算計上を行っております。建設事業の場合、経費の2分の1で上限600万円、増改築事業の場合、経費の3分の1で上限150万円の補助になります。令和6年度は建設事業が1件、増改築事業が2件ございましたが、令和7年度につきましては、増改築事業の2件のみであるため減額となったものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、選挙管理委員会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(選挙管理委員会事務局長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会関係について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、監査委員関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(監査委員事務局長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員関係について質疑を願います。

(な し)

- 山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 山田委員長 次に、会計課関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (会計管理者)

- 山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時56分

- 山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課関係について質疑を願います。

佐藤委員。

- 佐藤委員 会計課について1点質疑いたします。

予算書57ページ、現金等出納事務であります。財務会計システム改修委託料が新たに462万円計上されておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

- 山田委員長 荻野会計管理者。

- 荻野会計管理者 お答えいたします。

国では地方税共通納税システム、いわゆるeLTAxを活用した公金の納付を推進しており、本市でも令和5年度から市県民税等の納付に導入しております。eLTAxは、納付書にQRコードを印刷することによりインターネットバンキングやスマホ決済アプリ等の活用が可能となり、納付者の利便性が向上いたします。現在、国では令和8年9月までの開始を目途にeLTAxの対象となる公金の範囲の拡大を計画しているため、令和7年度に財務会計システムを改修して対応をするものでございます。

- 山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

- 山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 山田委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

- 山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前10時58分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

加藤将伍委員。

○加藤（将）委員 総合政策部関係のうち4事業についてそれぞれ質疑をいたします。

まず、市政情報課の関係のものから3事業について。まず、予算書62ページ、ICT管理運営事務の4億6,737万6,000円の節12、細節5、基幹業務システム標準化共通化対応委託料1億4,188万7,000円について、改修を行う時期をお伺いします。

また、細節7、ガバメントクラウドネットワーク構築運用等補助委託料5,916万3,000円について、運用管理の保守費用と思われませんが、構築部分と運用管理部分の内訳をお伺いします。また、こちらは毎年かかってくる費用であるのかを伺います。

○山田委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 お答えいたします。

1点目につきましては、標準化の対象業務につきましては、令和7年12月に移行を行う予定で準備を進めているところです。

2点目、ガバメントクラウドの構築部分に関する費用でございますが、構築に係る費用が2,079万円、運用管理に係る部分は3,837万2,400円となります。構築部分につきましては初年度のみ、令和7年度のみ費用となります。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤（将）委員 では、続きまして、予算書63ページ、DX推進事業386万3,000円の節12、委託料、細節1、DX推進アドバイザー支援等委託料357万2,000円について、令和6年度予算にも同名称の委託料が計上されておりますが、昨年度との違いと、どのような委託内容を予定をしているのかお伺いをいたします。

○山田委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 お答えいたします。

令和6年度は情報提供、助言、実施支援、研修を行いました。令和7年度につきましては、引き続き情報提供、助言、実施支援などの伴走支援が中心となり、昨年より減りましたのは、研修事業の削減に加えまして、支援業務全体を段階的に縮小したことが挙げられます。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤（将）委員 次に、予算書78ページ、各種統計調査事務、予算額2,910万円について、令和7年度に予定されている統計調査をお伺いします。

また、指導員324万1,000円、調査員2,355万6,000円について、それぞれの人数をお伺いします。

○山田委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 お答えいたします。

国勢調査、令和7年度に行われるものです。国勢調査、学校基本調査、県人口統計調査、経済センサス基礎調査の4件です。令和8年度に予定されている経済センサス活動調査の準備もあります。

2点目、指導員と調査員の報酬の内訳ですが、指導員は45人、調査員は300人を予定しております。

○山田委員長 加藤委員。

○加藤(将)委員 続きまして、4点目は管財課についてです。予算書58ページ、庁舎等維持管理事業の節14、細節3、太陽光発電設備増設工事、予算額1億5,774万円、庁舎において消費される電力のうち、今回の太陽光発電設備の増設によりどの程度の電力量を補うことができるのかを伺います。また、これにより見込まれるCO₂の削減量をお伺いします。

○山田委員長 関根管財課長。

○関根管財課長 お答えいたします。

太陽光発電設備の増設により庁舎開庁時の約4分の1程度の電力量を賄うことができるようになります。また、年間で石油約1万8,000リットルの削減と同等のCO₂削減効果が期待されることとなります。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 管財課、1点お伺いいたします。

予算書58ページ、庁舎等維持管理事業であります。光熱水費が前年度比で412万6,000円減額されておりますが、その算出根拠についてお伺いいたします。

○山田委員長 関根管財課長。

○関根管財課長 お答えいたします。

令和6年度の工事において庁舎で使用する照明器具を蛍光管等からLED照明器具に更新したことから、前年度比で約2割電力量が削減されると見込んだことにより減額となったものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 予算書62ページ、総合政策部関係、市政情報課に関して1事業質疑いたします。

62ページの2款、1項、7目、ICT管理運営事務について3点お伺いいたします。本年度より基幹業務システム標準化・共通化対応委託料が計上されておりますが、この導入によってどのような効果があるのかお伺いいたします。

2点目は、ガバメントクラウドネットワーク構築運用等補助委託料について、主な活用とその

効果についてお伺いいたします。

3点目は、事務機器借上料について、内容とその効果についてお伺いいたします。

○山田委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 まず初めに、基幹業務システムの標準化の効果について御説明いたします。

基幹業務システムを国が定めた標準仕様に適合させることにより、制度改正などによるシステム改修に係る費用の割り勘効果やカスタマイズ抑制による財政的負担の減少が見込めます。また、各社のシステムを選択、入替えが容易になることによるベンダーロックイン（特定の事業者依存し、移行困難な状態）の解消にもつながります。さらに、各自治体の様式、帳票が統一されることによりまして、異なる自治体でも統一された様式で手続できるようになるため、住民、企業等の利便性が向上されるほか、国のマイナポータルとの連携によるオンライン申請が促進されるなどの効果を見込まれております。

続きまして、2点目、ガバメントクラウドネットワーク構築運用等補助委託料について御説明いたします。ガバメントクラウド運用管理補助者とは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で、活用を努力義務としているガバメントクラウドについて、事業者と契約を結びクラウドサービスの運用管理の補助を委託するものです。関係者間での手続の簡素化や運用管理の負担軽減・効率化などの効果が見込まれておりまして、国が推奨するものでございます。

最後に、事務機器借上料について御説明申し上げます。行政のデジタル化、自治体DXに必要なパソコンやサーバー、ネットワーク機器などの借上料となります。効果といたしましては、デジタル技術を活用した業務の改善や効率化による住民サービスの向上や経費削減などがございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 財政課に1点質疑をさせていただきます。

予算書58ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目5、財産管理費、公共施設マネジメント推進事務、節12、細節3です。学校跡地活用公募支援委託料1,070万3,000円が計上されておりますが、具体的な内容をお伺いいたします。

○山田委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 お答えいたします。

旧武蔵台中学校と旧高根中学校の跡地活用につきましては、令和5年度に策定いたしました学校跡地活用基本計画及び令和6年度に策定いたしました学校跡地個別活用計画において民間事業者等による活用を基本とし、経済的合理性のある売却を優先して公募型プロポーザル方式により事業者の選定を進めることとされております。これに基づき、令和7年度は事業者の選定を進めるため、学校跡地活用公募支援委託料として事業候補者の選定などの業務に関し、専門的な知

識を有する事業者に支援を委託するものでございます。具体的には、公募型プロポーザル方式による事業候補者の選定や事業候補者とともに行う地元説明会の支援のほか、協定書案、契約書案の作成など事業候補者の選定から契約締結に至るまでの業務に関し、2校分の支援を受けるものでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 財政課です。予算書58ページ、総務管理費、公共施設マネジメント推進事務、今1点ちょっとかぶるところがあるのですが、重複するところがあったみたいなのですが、そこに3点、新しい事業が追加されています。不動産鑑定評価委託料、学校跡地活用公募支援委託料、公共施設再編計画（第2期）策定支援委託料、今2番目に申し上げたのはちょっと分かったのですが、これらの追加になった理由を教えてください。

○山田委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 お答えいたします。

まず1点目、不動産鑑定評価委託料につきましては、旧武蔵台中学校と旧高根中学校の跡地活用として、令和7年度に公募型プロポーザル方式による事業者の選定を予定しており、その際の売却参考価格の積算に用いるため、不動産鑑定士による不動産鑑定評価を2校分実施するものでございます。

2点目、学校跡地活用公募支援委託料につきましては、旧武蔵台中学校及び旧高根中学校の跡地活用を進める上で、令和7年度に予定している事業候補者の選定などの業務に関し専門的な知識を有する事業者に支援を委託するものでございます。具体的には、公募型プロポーザル方式による事業候補者の選定や事業候補者とともに行う地元説明会の支援のほか、協定書案、契約書案の作成など事業候補者の選定から契約締結に至るまでの2校分の業務支援を受けるものでございます。

3点目、公共施設再編計画（第2期）策定支援委託料につきましては、現行の日高市公共施設再編計画（第1期個別施設計画）が令和7年度をもって満了となることから、第2期に当たる計画を策定するため、専門事業者に支援を委託するものでございます。具体的には、将来人口推計、財政状況分析、公共施設の維持管理、更新コストの集計や試算、計画書の素案作成などについて事業者からの支援を受けるものでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、議会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (議会議務局長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 13 分

再 開 午前 11 時 13 分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第 7 号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第 7 号 令和 7 年度日高市一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数) (起立 6 名、不起立 1 名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 日高市手話言語条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 15 分

再 開 午前 11 時 15 分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第14号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第14号 日高市手話言語条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第16号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第16号に対し、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第16号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第31号に対し、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第31号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 第6次日高市総合計画基本構想の一部を変更することについてを議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 1点質疑いたします。

今回の変更は、将来土地利用構想に圏央道狭山日高インターチェンジに近い中沢地区に工業系地域として加えるものと認識しておりますが、どのような効果を見込んだ構想の変更なのかお伺いします。

○山田委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 お答えいたします。

今回の基本構想の一部変更におきましては、工業系地域を拡大することで企業誘致につなげ、企業の立地に結びつけようとするものでございます。企業が参入することによりまして雇用の創出や税収増加などとともに、地域経済の活性化につながる効果があると考えております。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

（な し）

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

（説明員退席）

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第32号に対し、反対の願います。

（な し）

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第32号 第6次日高市総合計画基本構想の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議あり）

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数） （起立6名、不起立1名）

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 日高市防災会議条例の一部を改正する条例、議案第30号 日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時21分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第17号について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 議案書103ページ、議案第30号、今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金、または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数表区分に、新たに35年以上区分が追加されたことによるものです。これにより日高市消防団員においては、どのぐらいの対象者がいるのか、お伺いします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

本改正によります消防団員の対象者でございますが、最も勤務年数の長い団員で、令和6年度をもちまして33年が経過する団員が1名いらっしゃいます。その次に、勤務年数が長い団員としましては、28年が経過する団員が1名、その次、20年から24年が経過する団員が16名、その他は20年未満の団員となっております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第17号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第17号 日高市防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第30号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第30号 日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時28分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第18号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑を願います。

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第18号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第18号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第19号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第21号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第21号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第22号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第22号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第23号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第23号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第24号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第24号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時33分

総務福祉常任委員会

委員長 山 田 一 繁